

## 説明会における主な意見等について

### ■ 説明会の実施日時

#### ○百舌鳥古墳群の緩衝地帯における都市計画素案及び屋外広告物許可基準案に関する説明会

日 時	場 所	参加者
1月25日(日)、10時～	産業振興センター4階セミナー室4	8人
1月26日(月)、19時～	中区役所4階大会議室	3人
1月27日(火)、19時～	ウェスティ7階セミナールーム	2人
1月31日(土)、10時～	総合福祉会館5階大研修室	13人

計26人

#### ○屋外広告物の許可基準(全市)の見直しに関する説明会

日 時	場 所	参加者
1月30日(金)、19時～	堺市総合福祉会館5階大研修室	3人
1月31日(土)、13時30分～	堺市総合福祉会館5階大研修室	7人

計10人

### ■ 説明会における主な意見、質問

#### ■ 屋外広告物許可基準(案)に関するもの

##### 【意 見】

- ・非自家用広告物について、バス停留所上屋への添加広告物と一般の広告物の取扱いに少し偏りがあるように感じる。
- ・守っていないところに対し、厳しい指導をしてもらいたい。
- ・公共交通機関のラッピング広告も制限して欲しい。

##### 【質 問】

- ・百舌鳥古墳群緩衝地帯内の自立広告の件数制限について
- ・禁止区域における案内誘導看板の取扱いについて
- ・自立広告の高さ規定(4m以下)及び高さの起点について
- ・除却費用の助成について

## パブリックコメントについて

## 堺市屋外広告物条例の一部改正（案）に対するご意見の要旨と本市の考え方

○意見の募集期間：平成 27 年 2 月 9 日（月）～平成 27 年 3 月 8 日（日）

○意見提出人数：2 人

○意見項目数：7 件

	ご意見の要旨	本市の考え方
1	<p>自立広告塔ほかの非自家用広告物は、高さの基準として地盤面から 4 m と聞いているが、現実に設置する道路際の敷地は場所に応じて高低差があり、4 m だと視認できない個所や、逆に 4 m 以上となってしまう可能性がある。見直し案の趣旨から考えると、道路面から 4 m とするほうが適正と考える。</p>	<p>自立広告物の高さは、これまでの許可基準と同様に地盤面から最上端までの高さとするものです。</p> <p>なお、道路面からの高さとした場合、申請にあたり添付図書に道路面と地盤面との高低差を表記する必要があるほか、その起点となる道路面の位置選定についても課題が生じるなど、複雑な運用となることが想定されます。</p> <p>このように運用上の課題等も勘案し、これまでと同様に扱うものです。</p>
2	<p>道案内用の自立広告等を 4 m 以内に規制されると、道路からは見えなくなり、現在の認知性を維持する為に、自家用広告を大きく目立つようにしなければならなくなる。この費用は補償してもらえるのか。</p>	<p>費用補償はありません。屋外広告物は、その地域の景観をつくる重要な要素です。広告物を大きくするのではなく、周辺の景観との調和に配慮し、広告物を掲出いただけるよう、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。</p>
3	<p>主要幹線沿いの好立地条件で店舗があれば良いが、案内看板が無いと何処にあるか分からない様な店舗は、指定道路（沿道禁止区域）から、お客様を案内出来ないということか。</p>	<p>指定する道路の道路端より両側 100 m の範囲（沿道禁止区域）について、適用除外広告物を除き、自家用広告物以外の屋外広告物（非自家用広告物）の掲出を禁止するものです。したがって、沿道禁止区域内には、非自家用広告物である案内看板は、掲出できません。</p>

4	<p>市外から施設へ来られる方への道先案内等は、規制を緩めて、資本力のある会社の商品宣伝や、下品な広告を厳しくするべきではないか。</p> <p>指定道路沿道の禁止区域について、非自家用広告物を全面的に禁止するのではなく、平米数の制限を設けて案内誘導図板としての適用除外を設けるべきと思う。</p> <p>未申請広告物に対する行政指導が行き届いていない状況で、今後も改善されない場合、未申請の業者が業績を伸ばし、申請を適正に行う業者が衰退してしまう。今回の基準見直し案は将来の堺市を見据え、市民のための見直しであるはず。『活力に満ちた賑わいの創出』のためにも、上記に記述した意見を踏まえ再考願いたい。</p>	<p>指定道路の沿道においては、空地などへの野立て広告物などの非自家用広告物が乱立することを抑制し、地域の景観を保全するために、道路端より両側100mの範囲を禁止区域とするものです。</p> <p>未申請広告物の掲出については、これまでも是正に向け、取り組んできました。今後とも、今回の許可基準の変更と合わせて、制度の周知・啓発をはじめ、屋外広告物の適正化に向け、より一層取り組んでまいります。</p>
5	<p>物件の広告印刷物を道路標識等に結び付けたり、物件の所在方向の矢印を添加したりするのが散見される。もっと明記して排除する必要はないか。特に矢印の添加は「規制の及ぶ方向や範囲」と紛らわしく事故の遠因ともなりかねない。</p>	<p>道路標識等の禁止物件には、広告物の掲出はできません。これまでも、このような違反広告物の除却や広告主への指導、また、路上違反簡易広告物除却活動員制度により、地域の団体等の協力を得ながら除却活動に取り組んでいるところです。</p>
6	<p>第11条第7号の「道路及び鉄道等に接続する地域」として、あるエリアが指定される場合で、道路なり鉄軌道がエリア外周となる場合は、規制には「道路中心や軌道敷中心」ではなく「道路敷外側、軌道敷外側」として適用することを明示していただきたい。</p>	<p>第11条第7号の「道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域」については、沿道禁止区域に関する項目です。今回の変更で、指定道路の道路端より両側100m未満の区域とするものです。</p>

7	<p>第13条第3項第5号の「電車又は自動車その他移動するものの車体を利用する広告物」を例外とする条文は廃止をできないか。</p> <p>百舌鳥古墳群周辺エリア（その外周も含めて）からラッピング車は一掃すべき。このエリアを通過する路線バスのラッピングも全廃が望ましい。堺東近辺の和泉泉南線も外周で、堺の玄関口の一つからラッピングバスを追放することが世界遺産への第一歩ではなかろうか。</p> <p>商品名や企業名をラッピングした飛行船や広告文章の曳航幕を曳航した飛行機なども、このエリア上空の飛行を禁止すべきであろう。エリア指定は地表だけではない。上空にも、地中、水中にも及ぶものと考えたい。</p>	<p>第13条第3項第5号の「電車又は自動車その他移動するものの車体を利用する広告物」については、禁止区域の適用を除外する項目です。</p> <p>今回の許可基準の変更は、土地利用に応じた許可基準を設定し、地域の景観形成に向けた屋外広告物の掲出を進めようとするものです。</p> <p>車体広告（ラッピング広告）については、その場に留まっているものではなく移動するものであることから、一律に規制することは適切でないと考えており、適用除外としているものです。</p>
---	--	--